

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会  
第12回火力電源入札ワーキンググループ

日時 平成27年8月31日（月） 9：58～10：45

場所 経済産業省別館 1階11各省庁共用会議室

## 1. 開会

○小川電力市場整備室長

おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電気料金審査専門小委員会の下に設けられました火力電源入札ワーキンググループ、今回12回目になりますが、開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙のところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、まず初めに、本日の議事及び資料の扱いについて、お手元の資料1に沿ってご説明したいと思います。

本日の議事のうち、議事次第の3にあります入札募集要綱案についてと、また、これに関連する資料1から5までは公開とさせていただきます。それから、議事次第5と、これに関する資料6は、前回のワーキンググループと同様、個別の企業の秘密に属する情報を取り扱うものですから、議事の運営に関するルールに従いまして非公開とさせていただきます。また、議事概要については公開、非公開とあわせて、事後的に公表させていただきます。

なお、本日はお手元の座席表及び委員名簿にありますとおり、九州電力株式会社から渡辺常務ほか、ご担当の方々にご出席いただいております。

それでは、以降の議事は山内座長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○山内座長

どうも、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

早速ですけれど、議事に入りたいと思います。

## 2. 委員における利害関係の確認について

○山内座長

まずは、委員における利害関係の確認についてですが、資料3をごらんいただきたいと思いますが、今回は九州電力の入札募集要綱案に関する意見を提出した会社がありませんでしたので、委

員における利害関係の確認は省略させていただきます。

### 3. 入札募集要綱案について（九州電力株式会社）

○山内座長

続きまして、本日は九州電力株式会社の火力電源入札募集要綱案についてご議論いただきたいと思えます。その後、非公開のワーキンググループとなりますので、審議の場を移しまして、前回第11回のワーキンググループに引き続きまして、東京電力株式会社より説明のありました、上限価格及び評価報告書案を審議をしていただきます。

プレスの方は特に、よろしいですね。

それでは最初に、事務局から本日の論点について説明をいただきまして、その後、九州電力から提出資料の説明をお願いいたします。

それでは、資料4に基づいて、事務局からのご説明をお願いいたします。

○小川電力市場整備室長

それでは、お手元の資料4をごらんください。

まず、1枚目ですけれども、本日も審議いただく火力電源入札については、この表の一番右側、太枠で囲っている部分になります。今年度は合計4社の一般電気事業者からの火力電源入札を実施することになっておりますが、このうち3社については既に6月にご審議いただいているところです。

本日、一番右にあります九州電力の電源入札ですけれども、既に2カ月間にわたる意見募集を実施しました。概要は後ほど詳しく九州電力からご説明あるかと思えますけれども、離島での調達と、離島での電源入札という形になりまして、これは昨年、同じ九州電力で対馬の案件でやっているものに引き続いての離島での入札ということになります。

本日の論点につきましては、2ページに掲げております。ガイドラインに沿っているかどうかのご確認をお願いしたいということでもあります。

それから、2番目、2点ですね。昨年度実施の入札結果を踏まえた、1つは競争性を高めるための措置で、2つ目が情報遮断のさらなる徹底のための措置のあり方というところについて、ご議論いただければと考えております。

なお、これまでのこの場においていろいろご議論いただいた点について、また、ご指摘いただいた点については、基本的に今般の募集要綱案にも反映されているということでもあります。

3ページ目に、1点目の論点の競争性を高めるための措置のあり方というところについて、少し詳しく掲げております。今回も自社応札ということで、その場合に1社応札とならないための

取り組みということで、どのような、他社も応札しやすくなるための改善点、あるいは説明会参加企業に対するフォローアップといったところで、いかに競争性を高めるための措置が行われているかという点についてご確認いただければと思います。

ちなみに、この3ページ目下の参考の部分に掲げておりますけれども、昨年度は自社応札案件に関して応募は1件だったという経緯もあるところです。

もう1点、4ページ目のほうが情報遮断のさらなる徹底の措置のあり方ということでして、ガイドラインにありますように情報の保全をしっかりと行うというところで、具体的には、例えば情報管理に関する社内ルールの有無ですとか、当該社内ルールについての実効性担保措置、さらにはそれらの確保がなされているかどうかの監査といった点について、ご確認いただければというふうに思っております。

簡単ではありますが、以上で終わります。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして九州電力から、資料のご説明をお願いしたいと思います。

○渡辺取締役常務執行役員（九州電力株式会社）

おはようございます。九州電力の渡辺でございます。資料のご説明を差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

火力電源入札実施要綱案についてということで、1ページ目から、よろしく願いいたします。

初めに、九州電力の沖永良部島における当社所有の火力発電所の高経年化に伴いまして、その代替となる電源開発が必要であることから、当社は、資源エネルギー庁から公表された「新しい火力電源入札の運用に係る指針」、以下「ガイドライン」に基づきまして、火力電源入札を実施することといたしました。

沖永良部島は、九州本島から南に500キロぐらい離れたところでございますが、大体1万3,000人ぐらいの人口がいらっしゃいます。入札実施に当たりまして、ガイドラインにのっとりまして、27年6月9日に事前の説明会を開催しました。当社が作成した火力電源入札実施要綱案に対するRFCを、6月9日から8月10日まで2カ月間かけて行いました。しかしながら、当社のRFCについてはご意見が寄せられませんでしたので、より入札の実施を有効にするために、他電力で実施済みのRFCを踏まえた上で、火力電源入札実施要綱案を作成いたしております。

火力電源入札ワーキングにおきまして、要綱案とガイドラインとの適合について、ご確認をよろしく願いしたいと思います。

経緯は、記載のとおりでございます。

続きまして、要綱案の概要についてでございますが、3ページ目をよろしくお願いたします。

入札の実施の概要でございます。供給開始時期につきましては、32年6月までというように定めておりますし、募集規模につきましては4,200キロ以上4,500キロ以下、電源タイプといたしましてはベース電源というふうにご考えてございまして、利用率が50～70%の電源というふうにご考えて、決めさせていただいております。

上限価格につきましては、応札者の判定価格が当社応札電源の判定価格（＝上限価格）以下となることということになります。判定価格の算式は以下に記載のとおりでございます。

契約の供給期間、②でございますが、原則15年間というところでございます。

あと、記載のとおり応札条件がございますが、4ページの⑦のところ、契約最大電力は4,200キロから4,500キロ以下というふうにご決めております。

需給調整機能についても、そこに記載のとおりでございます。

募集の期間につきましては、9月ぐらゐに募集受付を開始して、12月下旬ごろに締め切りを行いたいというふうにご考えております。R F Cの開始から入札募集までの期間につきましては、ガイドラインで示されております募集期間の目安である6か月というのをクリアしております。

続きまして、5ページ目にまいります。

入札価格の考え方でございますけれども、入札価格は、契約供給期間で均等化した単価を算定するというごお願いをしておりますし、毎年度の費用を資本費、運転維持費等々の別に、可能な限り実際のコストに基づくように設定をするということにしております。

落札候補者の決定につきましては、入札の締め切り後、公証人立ち会ひのもと、入札書を一斉に開封をいたします。応札条件を満たした応札者につきまして、以下の算式で評価価格を算定し、安価なものから順位づけを行うということになります。評価価格が同値の場合は、そこに記載のとおりの手順に従いまして、非価格要素を考慮して順位を決定するというごことになります。

6ページ目です。受給料金です。二部料金制ということにさせていただきます。基本料金は、資本費と運転維持費の合計というところで、設定いたします。電力量料金は、受給電力量に次の可変費単価を乗じて算定するという、二部料金制の料金になります。

通告運用につきましては、落札者が当社へ供給可能な年間電力量を上限に、当社から落札者に通告する年間電力量を設定いたします。

通告変更は、実受給日の前日までということになります。

続きまして、7ページです。

運用に関する事項の概要につきましては、ペナルティにつきましては記載のとおりでございますし、発電余力の活用につきましては、当社の通告が年間供給可能電力量を下回る場合、そ

の差分を余力活用することが可能というふうに定めさせていただいております。

8ページ、契約保証金、供給開始年月日の変更、営業運転開始前の解約につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、9ページにまいります。引き続き、契約に関する事項の概要でございますけれども、営業運転開始後の解約、契約の解除、契約供給期間満了後の扱い、子会社、合弁会社等の取り扱いにつきましても、記載のとおりでございます。

続きまして、R F Cを踏まえた要綱案の見直しについてでございます。11ページ目で説明を差し上げます。

今回、当社の要綱案へのR F Cはありませんでしたが、他電力に寄せられたR F Cのうち、当社要綱案にも反映すべきと判断される下記意見について、以下のとおり修正をいたしました。

今回の修正は、ガイドラインに規定がない項目に関するものでございます。

他電力に寄せられた具体的なR F Cでございますけれども、入札書への添付書類で、土地の取得状況を証明する書類は、登記簿謄本に限定するのではなくて、当該状況を客観的に証明できる書類により可能とすべきというご意見がございました。この点について、当要綱案にも反映するというふうに考えまして、次のとおり要綱案の見直し前から見直し後の変更を行っております。

続きまして、12ページ目の離島の需給調整についてですが、山科部長から説明します。

○山科電力輸送本部部長（九州電力株式会社）

電力輸送本部の山科でございます。私のほうから、離島の需給調整についてご説明させていただきます。

これにつきましては、昨年の対馬の対応でも織り込ませていただいた内容と同じでございます。

まず、需給調整機能の要件化でございますが、離島につきましては本土と系統状況が異なりまして、また、電源も非常に限られた台数で運転しなくてはいけないということがございますので、その要綱案のところでございますように、周波数制御機能、電圧調整機能、起動特性、最低出力、こういった要件を要綱案へ記載させていただいております。これについて意見募集を行っておりますけれども、意見は特にないということでございます。

それから、その次のページ、通告変更期限につきましても、同じように当日の通告運用を要綱案へ記載させていただいております。ガイドラインではスポット取引の入札日の前日、原則として2営業日前までを基本型とし、より直前の通告変更に対応できる電源については加点評価とされているものですが、離島では取引市場の活用が現実的でないということなどもございまして、これについては、当社としては前日までを期限とするということで要綱案へ記載させていただいておりますけれども、これによる意見募集を行っておりますが、意見はな

かったということでございます。

具体的な内容については、その次の次のページ、16ページになりますけれども、これは平常時の運用を記載したものでありますが、沖永良部は最大1万2,400キロワットでございますが、この需要カーブについては26年度の最小需要の場合を記載してございまして、19時ぐらいを7,000キロワットぐらいの需要、ボトムが5時ぐらいで大体5,000キロワットぐらいの需要という形になります。大体このような需要規模になりますと電源は2台で運用という形になりまして、見ていただくとわかりますように、需要の変化に応じて、電源についても出力を調整しながら運転せざるを得ないという状況でございます。

特に1台が事故時などの場合について、17ページ目に記載してございますが、2台運用中の場合で記載してございますが、1台が事故停止いたしますと、その間不足する電力については停電という形になりますが、即座に運転している発電所Bの増出力を行うということと、待機している発電機をすぐに運転にするようにしまして、30分単位でございまして、供給力を回復して、対応するというようにしてございます。

こういったことを考えますと、当然ながら発電所Bでは1台で運用するということになりまして、周波数調整機能、電圧調整機能が要りますし、発電所Cのようにすぐに起動できるような特性が必要になるということで、こういった需給調整機能が非常に必要であるということで説明をしているところでございます。

それから、最低出力値でございますけれども、その次のページになります18ページ目でございますが、下を見ていただきますと、できるだけ電源を絞れる、最低出力が低いほど再エネの連系量を高めることができるということを記載してございますけれども、このようにディーゼル、離島の場合はディーゼル電源が基本になってまいります、現行技術的に可能なというのは大体50%程度という形になりますので、それを要件化させていただいております。

それから、その次のページでございます、離島における需要想定でございますけれども、ここに書いてございますのは、基本的にはやはり最近、再エネなども出てきてございますので、需要想定、それから再エネの出力想定をするに当たって、できるだけ直前の想定値を採用しながら運転することが非常に必要であるということでございまして、そのために前日段階での運転をさせていただきたい、通告させていただきたいということでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○渡辺取締役常務執行役員（九州電力株式会社）

続きまして、競争性を高めるための取り組みについて、具体的にご説明を差し上げます。

21ページ目をお願いします。

より多くの事業者から応札していただけるよう、次の取り組みを実施いたします。

まず、要綱案に関する部分でございますけれども、燃料本体費の調整につきまして、受給開始後の燃料本体費の変動率に関して、一般炭、原油及び粗油、液化天然ガス以外の指標による調整の申し出があれば協議をいたします。

年間通告電力量の説明。年間供給可能電力量を下回る年間通告電力量を設定する場合におきましては、その数値が合理的であることを書面により説明をいたします。

利用率の低下補正。年間供給可能電力量を下回る年間通告電力量を設定する場合におきましては、発電効率の低下につきまして、料金を補正いたします。

炭素クレジットの市場価格。CO<sub>2</sub>排出係数の算定に用いる炭素クレジット市場価格の指標を見直す場合は、協議いたします。

資本費の変動リスク対策。土木建築費のエスカレ分につきまして、料金を補正いたします。

プロジェクトファイナンスによる応札。プロジェクトファイナンスによる応札も可能でございます。

連帯保証要件の緩和。出資者全てによる連帯保証以外にも、財務健全性の担保ができる代替案であれば、協議をいたします。

解約要件の緩和。落札者の責によらない地域事情等、やむを得ず解約する場合の申し出期間を、契約締結後1年以内から1年6カ月以内ということで変更いたします。

当社事由による解約時の補償。供給開始前に当社申し出により解約する場合は、契約保証金返却時に利息を付与いたします。

続きまして、23ページ目でございます。

RFCに関する部分でございますが、RFCにつきましては、昨年は1カ月間ということで実施をいたしましたけれども、今年は、より多くの意見をお聞きできるように2カ月に延長いたしました。

他電力のRFCのフォローということで、他電力が今年度を実施しましたRFCをフォローしまして、当社要綱案に採用すべきものがないかということを見まして、その上で反映すべきものを反映いたしております。

入札の参加のPR。説明会への参加依頼。昨年説明会にご参加いただいた企業、IPPなど発電実績を有する企業に対しまして、説明会への参加、応札検討を依頼いたします。

説明会不参加者へのフォロー。説明会に参加できなかった企業や要望があった企業へ、個別の説明を行います。

その他、海外企業の参加促進を図るという観点から、英語版の入札実施要綱（概要版）を作成

しまして、当社のホームページで公表いたします。

続きまして、情報遮断についての取り組みでございます。25ページのほうをよろしくお願ひします。

公正かつ有効な競争の観点から、次のとおり情報遮断の取り組みを実施いたします。

社内規定面です。規定の整備。情報の目的外利用の禁止、差別的取り扱いの禁止に関する「火力電源入札業務管理規程」、「火力電源入札情報管理要則」を26年3月に整備いたしております。

情報管理体制です。入札業務関係者の限定を行っています。入札業務関係者を、営業本部電力購入グループ及び当該グループを統括する営業本部部長・副部長に限定いたしております。

情報管理体制の構築。営業本部長を「入札関連情報管理統括責任者」、営業本部部長を「入札関連情報管理責任者」、電力購入グループ長を「入札関連情報管理者」とし、情報を管理いたします。

情報管理の徹底。次により、情報管理を徹底いたします。

1点目ですが、情報の授受内容は、入札関連情報管理者が管理をいたします。電子メールを活用する場合におきましては、入札関連情報管理者をCCに設定するという取り扱いを行います。

入札関連情報を含むデータは、社内の共有ネットワークから切り離して保管をいたします。

応札希望者からの相談について、他部門に確認を行う必要がある場合は、名称を符号化いたします。

26ページ目です。

物理的な遮断ですが、執務室の隔絶。入札関連業務は、物理的に隔絶された施錠可能な執務室で実施をいたします。

社内規定遵守状況のチェック。内部監査の実施を行います。経営監査部、内部の監査を行う部門でございますけれども、ここによる内部監査を実施いたします。

社内規定に違反した場合の取り扱いですが、就業規則等により厳正に処分をいたします。

取締役の情報管理。入札関連情報を経営会議・取締役会等に付議する場合は、当該情報が機密情報である旨を説明し、情報管理を徹底いたします。また、各役員は、会社法の善管注意義務を遵守するということとなります。

私からのご説明は以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

#### 4. 自由討議

○山内座長

それでは、この後は自由討議というふうにしたいと思います。活発なご意見をお願いしたいと思います。

例によって、発言のご希望の方はお手元のネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。その番、順番で指名させていただきます。また、関連する発言という場合には、手を挙げていただければ適宜私のほうでそれを許すと、発言していただくというようなことにしたいと思います。

それでは、いかがでございましょう。何かご意見ございますでしょうか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

特に言う必要もないことですが、まだ誰も手を挙げていないので発言させていただきます。前回の離島のケースで、これだけ高いとすると、上限価格を公表するメリットもあるのではないかと指摘しました。一方で上限価格公表には明らかなデメリットもあるので、九電で再度検討してくださいと言ったつもりです。今回の報告は、検討した結果としてやはり公表しないという結論になった。こう理解しています。

まず、検討していただいたことには感謝いたします。

前回指摘したときには、この水準なら、他のやり方があり得たのではないかと申し上げました。通常なら、例えば再生可能エネルギーと調整機能、バックアップ機能まで担うことのできる巨大な蓄電池を組み合わせるなどというのは、コスト高になるわけで、普通なら合理的な選択肢にはならないかもしれないが、この水準だとわかっているなら、その可能性を検討できたかもしれない。だから公表のメリットはあると指摘しました。

今回上限価格非公表にしたというのは、そのような状況は、今回は起きないとの九電の判断に基づいていると理解しました。比較的リーズナブルな上限価格が出てくるという判断のもとで、こうなると推測しております。上限価格がどう決まるのかに介入するつもりではないのですが、いずれにせよ、今回のご提案のような、ディーゼルのやり方が十分合理的だと皆が納得できる程度の、前回のようなすさまじく高いはない上限価格が出てくるものと思っています。

今回、言うべきことだったかどうかはわからなかったのですが、一言申し上げました。

○山内座長

ご感想ということでよろしいですかね。

そのほかにいかがですか。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員

ちょっと不案内で、全く、ご質問なんですが、これはこういう離島という特殊条件で、なかなか競争者が出てくるかどうかということは難しいところだと思うんですが、その那边なところでどういう条件で出てきにくいと九電さんとしてはお考えになられておられるかと。どの条件のところが一番競争しにくいだろうかと、もともとお考えかということなんですけれども。

それから、もう一つ追加的には、それに対して何か工夫の余地はどうしてもないということかという、その2点をちょっとお聞きしたいのですが。

○渡辺取締役常務執行役員（九州電力株式会社）

応札される方がどう考えられるかというのは、なかなか想像しにくい点であります。私どもも離島の電源については精いっぱい、これはもう離島はすごく価格が高い面が私どもの中でも非常にきいていますから、より安い価格で仕上げたいという思いですから、私どもの内部的にも下げる努力をやっています。

応札される方も、それなりの覚悟を持ちつつ、かつ、安い価格ということで仕上げてこないとなかなか成立はしないかと思うんですけれども、特にどこかということ、我々がちょっと想像できる範囲にないところがございます。

それぞれの運転する技能を持った方も要るとか、そういう条件は当然出てまいりますけれど、それは私どもの場合でも一緒でございますので。

○梶川委員

そうすると、特段、競争条件に影響するような要因は思いつかれないということですか。

○山内座長

よろしいですか。

新川委員、どうぞ。

○新川委員

情報遮断関係のところをお伺いしたいと思います。今回は自社応札されますので、関係ないのですが、回出されております管理規定では、入札関連情報の機密性を守る方法は書かれているんですけれども、上限価格については特段、言及はないと思います。これは別途の、別段の規定で対応されておるわけでしょうか。

○渡辺取締役常務執行役員（九州電力株式会社）

すみません、ちょっとご質問の意味が理解できなかったんですけど、持たれている管理規定の中でやっていくつもりなんです、上限価格についての。

○新川委員

上限価格につきましては、これまでどういう議論があったかという、自社応札しない場合で上限価格を事前公表しない場合は、入札実施会社の上限価格を決定する部門は、その上限価格の算定に関与される方をまず限定して、どういう経緯・過程を経て、上限価格を算定するかを決め、その過程において出てくる情報ですとか最終的な上限価格というものが外部に漏れない、それから社内的にも他部門に漏れないような必要な措置をとる必要があるという議論をしてきたと思えます。その部分は、この規定の中では……御社ではどういうふうに対応されておられるのかというのがご質問でございます。

○宮崎営業本部電力購入グループ長（九州電力株式会社）

今回、私ども入札を行う、入札側の実施部門ということでお出ししておりますのが、その入札にかかわる情報に関する規定ということになります。新川先生がおっしゃられた上限価格については、我々、応札部門の方で検討していくことになるんですけども、そういった情報管理の、上限価格に関する情報管理の規定というのは今、定まっていないと思っております。

自社応札をしますので、自社応札の価格自体が上限価格になります。基本的にはそれが外に漏れるというのは我々自体が不利になる話になりますので、そういった事態にはならないだろうと思っておりますけれども、特段、規定というのは定まっていないと思っております。

○新川委員

本件においては、上限価格の部分はガイドライン上も規制はかかっておりませんので、本件には関係ないです、おっしゃるとおり。ただ、管理規定ですから、社としてその全体をカバーする規程というのは必要なんじゃないかとは思いますが。部門は確かに別部門が担当される場所だというのは理解しております。

次に、2点目に移りまして、今、出されておりますその管理規定では、入札業務において、入札関連情報を知り得た役員、従業員は、その情報を目的外使用してはならないという規定になっています。前提として、その入札関連情報を知り得る人の範囲はどういうふうに決定されているのかということと、その情報を知り得た人間について、どの人がそれを現に知ったのかということとをリスト化したり、どの段階で知ったのかということのを社内において管理する、確認していくプロセスというのは設定されておりますでしょうか。

○宮崎営業本部電力購入グループ長（九州電力株式会社）

具体的にリスト化その他ということは、社内的にルールとしてはございません。先ほど申しましたとおり、この入札関連情報に触れる従業員というのは、私ども営業本部の電力購入グループということで限定をさせていただいておりますし、役員ということになりますと、いわゆる社内でのいろんな決定の会議の中で入札情報に触れるような機会が出てくるかと思えます。具体的に

申しますと、主だったそういった社内決定でいきますと、この入札をやりますという社内決定、それから、今後出てきます、これは応札部門になりますけれども、上限価格をこういうふうにしますという社内決定。それから、私どもが落札候補者を決めるときの社内決定の会議。これが大体、大きな、役員が入札関連情報に触れ得る会議体だと思いますけれども、先ほど資料の中でもご説明しましたとおり、取締役の情報管理というものはきちんと徹底するようにはしておりますし、今後起こります落札候補者決定のそういった役員の会議に関しては、応札部門の役員は退席いただく。逆に上限価格、いわゆる我々応札部門の応札価格を社内に諮る場合は、我々入札部門の役員が退席をするということで、より情報管理を徹底していこうというふうに考えております。

#### ○新川委員

わかりました。全体的に多分、規定がちょっと抽象的なので、それを運営する際にもうちょっと具体的に書いたほうがいいんじゃないかなというのが、私がこれを拝見したときの印象ではございまして、例えばメール等のデータ、情報について、これは管理要則のほうに入っていますけれども、他部門からアクセスできないような対策を講じなければならぬと書いてあるわけですね。これはそのとおりなんですけれども、具体的にどういう対策を講ずるかを決定して、それを徹底するというのが規定を設けている目的だとは思いますが、別則、細則でも結構ですので、具体的な措置内容をもうちょっと具体化して決定して頂きたいと思います。

それがないと、監査部門が監査するといっても何を監査してチェックしていいのかという、事後的にわからないと思いますので、きちんとしたルールが明確に決まっていて、その遵守状態を別途監査部門が監査し、必要があればこういった委員会でそれをご報告いただくといったステップになっていくと思いますので、どこかの規則でもう少し全体を明確化されるといいかなという印象を、他社さんの事例等も拝見してきたものとの比較の中でも感じたところでございます。

以上です。

#### ○山内座長

ありがとうございます。

そのほかにご発言ございますか。

圓尾委員、小山委員、何かございますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、ご意見も出尽くしたところだと思いますので、当ワーキンググループとしての取りまとめを行いたいと思います。

何名かの方からご意見、感想いただきましたけれど、総合いたしますと、九州電力の入札募集要綱につきましては、火力入札ガイドラインに適合していることについて、委員の皆様のおおむ

ねの合意が得られたというふうに思っております。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、九州電力の入札募集要綱案につきましては、当ワーキンググループとして了承したいというふうに思います。ありがとうございました。

そのほかにご意見等、特段のご発言がございますか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、続きまして、議事次第の5を審議していただきますけれども、冒頭に申し上げましたとおり、以降の審議につきましては非公開というふうにしたいと思います。傍聴の方は事務局の誘導に従ってご退席を願いたいと思います。よろしくお願いたします。

委員の方につきましては、会場を移動していただきますが、事務局から案内があるまで、そのままご着席のままお待ちいただければというふうに思います。

——了——